(3) 燃料の種類及び燃料中の水銀等（大気汚染防止法第二条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）の含有割合 (4) 排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び水銀濃度	(3) 燃料の種類及び燃料中の水銀等（大気汚染防止法第二条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）の含有割合 (4) 排出ガス量、出口における排出ガスの温度及び水銀濃度	
［略］	［略］	
［略］	［略］	
（四）～（十四） ［略］	（四）～（十四） ［略］	
六・七　［略］	六・七　［略］	
［略］	［略］	
供給所	供給所	
一・二　［略］	一・二　［略］	
三　整圧器	三　整圧器	
（一）　［略］	（一）　［略］	
（二）　ガス加温用の設備	（二）　ガス加温用の設備	
［略］	［略］	
［略］	［略］	
1　ばい煙発生施設に該当するボイラーに係る次の事項 製造所の項五（三）の中欄1に準ずるもの	1　ばい煙発生施設に該当するボイラーに係る次の事項 製造所の項五（三）の下欄1に準ずるもの	
2　［略］	2　［略］	
3　水銀排出施設に該当するボイラーに係る次の事項 製造所の項五（三）の中欄2に準ずるもの	3　水銀排出施設に該当するボイラーに係る次の事項 製造所の項五（三）の下欄2に準ずるもの	
［略］	［略］	
［略］	［略］	
四　［略］	四　［略］	
［略］	［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第二条　ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第二十四条の二）	第一章　総則（第一条―第二十四条）
第二章　特定ガス発生設備以外のガス発生設備等（第二十五条―第三十一条）	第二章　特定ガス発生設備以外のガス発生設備等（第二十五条―第三十一条）
第三章　ガスホルダー及び液化ガス用貯槽（第三十二条―第四十条）	第三章　ガスホルダー及び液化ガス用貯槽（第三十二条―第四十条）
第四章　特定ガス発生設備（第四十一条―第四十四条）	第四章　特定ガス発生設備（第四十一条―第四十四条）
第五章　導管（第四十五条―第五十五条）	第五章　導管（第四十五条―第五十五条）